

# 鳥取縣公報

## 選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十三号

地方自治法第七十四條第四項及びこれを準用する規定による選挙権を有するものの総数の五十分の一の数又は三分の一の数は、次のとおりである。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員長 上根政幸

鳥取縣において  
選挙権を有するもの総数  
五十分の一の数 六、四一六  
三分の一の数 一〇六、九三六

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十四号

このたびの衆議院議員総選挙における鳥取縣選挙区選挙長及び選挙長故障あるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十三年十二月二十四日  
号 課長

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員長 上根政幸

選挙長の住所氏名

鳥取縣鳥取市東町二二八番地

太田英雄

選挙長の職務代理者の住所氏名

鳥取縣鳥取市庵丁人町九番地

加納勝己

選任月日 昭和二十三年十二月十七日

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十五号

このたびの最高裁判所裁判官国民審査における鳥取縣審査分会長及び審査分会長故障あるときその職務を代理すべき者を次のように選任した。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸  
審査分会長の住所氏名

鳥取縣鳥取市東町二二八番地  
太 田 英 雄

審査分会長の職務代理者の住所氏名

鳥取縣鳥取市庖丁八町九番地  
加 納 勝 己

選任年月日 昭和二十三年十二月十七日

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十六号

選舉運動等の臨時特例に関する法律第二條の規定により  
このたびの衆議院議員選挙に際し行ふべき立会演説会開  
催の市町村を次のように定める。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

鳥取市 米子市  
岩美郡 浦富町 宇倍野村  
八頭郡 智頭町 若櫻町 賀茂村

氣高郡 青谷町 寶木村 湖山村  
東伯郡 倉吉町 由良町 八橋町 赤碓町  
西伯郡 東郷松崎村 矢送村  
澁江町 御來屋町 手間村 境町  
日野郡 大篠津村  
根雨町 黒坂町

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十七号

選舉運動等の臨時特例に関する法律第十八條の規定によ  
り衆議院議員候補者及び政党その他の政治団体又はその  
支部が議員候補者一人について廣告できる日刊新聞及び  
寸法を次のように定める。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

一、日刊新聞 日本海新聞  
二、寸法 縦二段、横五種以内

鳥取縣選舉管理委員會告示第三十八号

選舉運動等の臨時特例に関する法律第九條の規定により  
衆議院議員候補者が鳥取縣選挙区において個人演説会を  
開催するため使用することのできる施設は別表のとおり  
である。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上根政幸

市名 施設 の 名 称

鳥取市 久松小学校、醇風同、市立高等女学校、遷喬  
小学校、修立同、日進同、富桑同、稻葉同、  
中ノ郷同、美保同、賀露同  
米子市 啓成小学校、明道同、就將同、市立米子高等  
学校、縣立米子第二高等学校、住吉小学校、  
車尾同、加茂同、福生同、福米同

岩 美 郡

倉田村倉田小学校、米里村米里同、津ノ井村津ノ井同、  
面影村面影同、宇倍野村宮ノ下同、谷同、成器村成器同、  
成器同分校、大茅村大茅同、大茅村公民館、蒲生村蒲生  
小学校、岩井町岩井同、小田村小田同、本庄村本庄同、

東村東同、浦富町浦富同、田後村田後同、網代村網代同、  
大岩村大岩同、福部村福部同、福田教場

八 頭 郡

賀茂村育英小学校、国中村国中同、船岡村船岡同、大伊  
村済美同、大江同、国英村国英同、河原町河原同、八上  
村八上同、西郷村西郷同、散岐村散岐同、天御門村大御  
門同、隼村隼同、安部村安部同、八東村八東同、丹比村  
丹比同、若櫻町若櫻同、同來見野分教場、同春米分教場、  
池田村池田第一同、上私都村上私都同、中私都村中私都  
同、下私都村下私都同、大村興徳同、赤波公會堂、用瀬  
町用瀬小学校、佐治村佐治第一同、同第二同、同第三同、  
社村社同、智頭町智頭同、山形第一同、同第二同、那岐  
同、土師同、富沢同、山郷村中原觀音教會堂

氣 高 郡

神戸村神戸小学校、大和村大和同、美穂村美穂同、大正  
村大正同、東郷村東郷同、明治村明治同、豊実村豊実同、  
松保村松保同、千代水村千代水同、湖山村湖山同、吉岡  
村吉岡同、大郷村大郷同、末恒村末恒同、寶木村寶木同、

酒津村酒津同、瑞穂村瑞穂同、鹿野町鹿野同、喜樂座、  
 勝谷村勝谷同、今市公民館、逢坂村逢坂小学校、小鷲河  
 村小鷲河同、浜村町浜村町役場、浜村小学校、青谷町青  
 谷同、青谷町消防團本部、日置谷村日置谷小学校、日置  
 村日置同、中郷村中郷同、勝部村勝部同

東 伯 郡

西郷村西郷小学校、上井町日下同、長瀬村長瀬同、淺津  
 村淺津同、橋津村橋津同、宇野村宇野同、泊村泊同、倉  
 人村倉人同、東郷松崎村東郷同、松崎同、花見村花見同、  
 小鹿村小鹿同、三徳村三徳同、三朝村三朝同、旭村賀茂  
 同、大昭同、高勢同、竹田村竹田同、倉吉町成徳同、明  
 倫同、上灘同、小鴨村小鴨同、上小鴨村上小鴨同、矢送  
 村矢送同、南谷村南谷同、山守村山守同、北谷村北谷同、  
 高城村高城同、社村社同、灘手村灘手同、下北條村下北  
 條同、中北條村中北條同、上北條村上北條同、榮村榮同、  
 大誠村大誠同、由良町由良同、浦安町浦安同、下郷村下  
 郷同、上郷村上郷同、古布庄村古布庄同、八橋町八橋同、  
 赤碓町赤碓同、以西村以西同、成美村成美同、安田村安

田同、下中山村下中山同、上中山村上中山同

西 伯 郡

彦名村彦名小学校、崎津村崎津同、渡村渡同、外江町外  
 江同、境町境同、上道村上道同、余子村余子同、中浜村  
 中浜同、大篠津村大篠津同、大篠津公民館、和田村和田  
 小学校、富益村富益同、夜見村夜見同、中谷公民館、成  
 実村成実同、天津村天津同、大國村大國同、法勝寺  
 村法勝寺公会堂、上長田村上長田小学校、東長田村東長  
 田同、賀野村賀野第一同、手間村手間同、尙徳村尙徳同、  
 五千石村五千石同、幡郷村幡郷同、大幡村大幡中学校、  
 縣村縣小学校、春日村春日同、大高村大高同、巖村巖同、  
 日吉津村日吉津同、大和村大和同、澁江町澁江同、宇田  
 川村宇田川同、高麗村高麗同、所子村所子同、大山村大  
 山同、同赤松分教場、庄内村庄内小学校、名和村名和同、  
 御來屋町御來屋同、光徳村光徳同、逢坂村逢坂同

日 野 郡

二部村二部小学校、黒坂町黒坂同、大宮村大宮同、阿毘  
 縁村阿毘縁同、山上村山上同、多里村多里同、多里村役

場、日野上村日野上小学校、同河上分教場、同生山仮教  
 場、福榮村福榮小学校、豊榮分教場、石見村石見村役場、  
 日野村日野同、根雨町根雨公会堂、神奈川村明倫小学校、  
 俣野同、江尾町江尾同、米沢村米沢同、溝口町溝口同、  
 日光村日光同、八郷村八郷同

◆鳥取縣選舉管理委員会告示第三十九号

選舉運動等の臨時特例に関する法律施行令第十四條の規  
 定により指定された交通至難の地における個人演説会の  
 三十回の回数に算入されない回数を次のように定める。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根政幸

- 一、指定地域 日野郡 福榮村、山上村、阿毘縁村  
 八頭郡 山郷村、池田村
- 二、回 数 指定地域を通じて五回

# 鳥取縣公報

## 選舉管理委員會規則

◇鳥取縣選舉管理委員會規則第十号

衆議院議員経歴公報等発行規程を次のように定める。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

衆議院議員経歴公報等発行規程

第一條 議員候補者が衆議院議員選挙法施行令（以下令という。）第八十七條の四の規定により経歴公報に氏名、経歴等の掲載をうけようとするときは別に鳥取縣の選挙管理委員会（以下委員会という。）の定める期日までその掲載文二通を添え別記第一号様式による申請書を委員会に提出しなければならない。

第二條 掲載文はインキ墨又は複寫等により楷書で明確

昭和二十三年十二月二十四日  
外 金 曜 日

に縦書きしなければならない。

第三條 掲載文には当用漢字、平仮名又は片仮名、句読点、傍ボツ、閉点、鉤及び小括弧を用いて記載するの  
外その他の文字、符号、図画等は使用してはならない。

第四條 句読点、傍ボツ閉点、鉤及び小括弧並びに住所、氏名に付ける振仮名は令第八十七條の四第二項の字數には算入しない。

第五條 第一條の規定により既に提出した掲載文の修正をしようとするときは、原文の修正箇所に修正の字句を記載した掲載文二通を添え別記第二号様式による修正申請書を縣の委員会に提出しなければならない。

2、既に申請した掲載文の掲載を辞退しようとするときは別記第三号様式の辞退申請書によらなければならない。

3、前二項の修正又は辞退は第一條の規定により指定

した日以後においてこれをすることができない。  
第六條 令第八十七條ノ六の規定による掲載順序のくじ  
を行う日時及び場所は別に定めて告示する。  
第七條 経歴公報は一色の活字印刷によりこれを発行す  
る。

2、経歴公報及び活字の大きさ並びに様式は議員候補  
者の数又は印刷の都合等によりその都府縣の委員会  
委員長(以下委員長という。)が決定する。

第八條 掲載文が字句の配置その他の事由により所定の  
掲載欄に収録できないときは委員長はその配置の変更  
をすることがある。

第九條 掲載文の字数が制限以上の場合において、発行  
期日に支障がない限り申請者にその旨通知して掲載文  
の修正を求めることがある。

第十條 提出した掲載文は事由の如何に拘らずこれを返  
付しない。

第十一條 議員候補者が掲載の申請をした日後発行手続  
に着手する日前までにおいて死亡し、辞退し又は被選

挙権を失つたときは当該掲載文はこれを掲載しない。  
第十二條 経歴公報は選挙の期日前五日までに市町村の  
委員会に送付するものとする。但しやむを得ない事情  
がある場合はこの限りでない。

第十三條 市町村の委員会は前條の規定により送付をう  
けたときは、遅くとも選挙期日前三日までに各世帯に  
配付し、且つ部数に応じて公衆の見易い場所に貼付し  
なければならぬ。但し天災その他避けることができ  
ない事由の発生した場合はこの限でない。

第十四條 経歴公報の誤植は鳥取縣公報でこれを正誤す  
る。

第十五條 令第八十七條ノ十の規定により議員候補者の  
氏名及び党派別を掲載した文書(以下氏名表という。)  
の掲載順序は議員候補者届出の順による。

第十六條 経歴公報及び氏名表には衆議院議員選挙法第  
六十七條第三項の規定により補充立候補又は推薦の届  
出があつた議員候補者についてはこれに掲載しない。

附 則

この規則は次の総選挙からこれを施行する。

別記第一号様式

経歴公報掲載申請書

衆議院議員選挙法施行令第八十七條の四の規定により

別紙掲載文二通を添え左記の通り申請します。

記

掲載文字数 (何 字)

議員候補者氏名 (振仮名をつけること)

同住所

連絡先 (電話番号を併記のこと)

年 月 日

議員候補者 氏 名 印

鳥取縣選挙管理委員会委員長殿

別記第二号様式

経歴公報修正申請書

さきに提出しました経歴公報掲載文中次のように修正  
方申請します。

記

修正箇所 別紙の通り

修正による字数 (何 字)

議員候補者氏名

年 月 日

議員候補者 氏 名 印

鳥取縣選挙管理委員会委員長殿

別記第三号様式

経歴公報掲載辞退申請書

さきに申請した経歴公報に掲載方辞退したので次の  
ように申請します。

記

掲載申請 年 月 日

議員候補者氏名

年 月 日

議員候補者 氏 名 印

鳥取縣選挙管理委員会委員長殿

鳥取縣選舉管理委員会規則第十一号

最高裁判所裁判官国民審査法第五十三條の規定により審査公報の発行規程を次のように定める。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根 政幸

最高裁判所裁判官国民審査の審査公報の発行に関しては法令その他別に定めあるものを除く外衆議院議員経歴公報発行規程(昭和二十三年十二月鳥取縣選舉管理委員会規則第十号)の例による。

鳥取縣選舉管理委員会規則第十二号

衆議院議員候補者の氏名等の揭示に関する規程を次のように定める。

昭和二十三年十二月二十四日

鳥取縣選舉管理委員会委員長 上根 政幸

衆議院議員候補者の氏名等の揭示に関する規程  
第一條 衆議院議員選舉法第四十條第五項の規程による議員候補者の氏名等の揭示(以下揭示という。)に

ついでに、法令に定めるものの外この規程による。

第二條 揭示は別記様式による。

第三條 衆議院議員選舉法施行令第八十七條の十三第二項の規定により市町村の選舉管理委員会が掲載順序のくじを行うときは、予めその日時、場所を告示しなければならぬ。

但し、選挙の期日前十日以後に通知のあつた議員候補者のくじについてはこの限りでない。

候補者又はその代理人が前項のくじに立会しようとするときは、くじの前日までに、市町村の選舉管理委員会の委員長にその旨を申し出でなければならぬ。

市町村の選舉管理委員会の委員長は第一項のくじを行うとき、前項の立会人がない場合、若しくはくじの時間までに立ち会わないときは、書記を立会わせなければならぬ。

第四條 天災その他やむを得ない事由により揭示することができないときは、その間これを中止することができる。

附 則

この規則は、次の總選挙からこれを施行する。  
様 式

何市町村選舉管理委員会	
衆議院議員候補者 氏	名
(党 派)	
(議員候補者 氏	名)

「註」

- 一、党派別氏名等は墨書し振仮名を附すること。
- 二、揭示は一段とし横に記載すること。但し揭示すべき数が多数あるときは、二段以上となすことができる。
- 三、揭示が汚損又は剝脱したときは、直ちに補修すること。